

(平成24年7月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は61万9,000円、申立期間②は49万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月28日
② 平成19年7月28日

私の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

A社から支給された申立期間①及び②の賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①については、A社が保管する賞与支払明細書（控）

から、申立人に対して、63万4,000円の賞与が支給されていることが確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、標準賞与額61万9,000円に基づく保険料を控除されていることが確認できることから、申立人の当該期間の標準賞与額については61万9,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②については、A社が保管する賞与支払明細書（控）から、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、49万1,000円であることが確認できる一方で、申立人に対して支給された賞与額は49万500円であることから、申立人の当該期間の標準賞与額については49万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を35万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

A社から支給された申立期間の賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、A社が保管する賞与支払明細書(控)から、申立人に対して、38万円の賞与が支給されていることが確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、標準賞与額35万3,000円に基づく保険料を控除されていることが確認できることから、申立人の申立期間の標準賞与額については35万

3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を23万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

申立期間の賞与支払明細書を所持しており、賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人が所持する賞与支払明細書及びA社が保管する賞与支払明細書（控）から、申立人に対して、25万円の賞与が支給されていることが確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、標準賞与額23万2,000

円に基づく保険料を控除されていることが確認できることから、申立人の申立期間の標準賞与額については23万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を18万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

A社から支給された申立期間の賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、A社が保管する賞与支払明細書(控)から、申立人に対して、20万円の賞与が支給されていることが確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、標準賞与額18万6,000円に基づく保険料を控除されていることが確認できることから、申立人の申立期間の標準賞与額については18万

6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

A社から支給された申立期間の賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、A社が保管する賞与支払明細書(控)から、申立人に対して、17万円の賞与が支給されていることが確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、標準賞与額15万8,000円に基づく保険料を控除されていることが確認できることから、申立人の申立期間の標準賞与額については15万

8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年2月から16年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年2月から16年6月まで

私は、国民年金の加入後、国民年金保険料を納付していなかったが、中越地震（平成16年10月23日）の翌年の夏頃、まとまった収入があったことから、A社会保険事務所（当時）からの「国民年金保険料の納付窓口開設のご案内」に書いてあった未納金額22万6,100円を茶封筒に入れて自宅の郵便受けに置いて仕事に出掛けた。仕事先に着いて、案内の差出人である同社会保険事務所に電話し、集金を依頼して納付したはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社会保険事務所に電話し、自宅の郵便受けに置いた申立期間に係る国民年金保険料を集金してくれるように依頼して納付したとしているが、日本年金機構B事務センターでは、「保険料は被保険者等との面談により領収するものであり、申立内容のような直接納付でない領収は原則としてあり得ない。申立人の住所地である旧C町は平成17年4月1日にD市と合併したことから、管轄がA社会保険事務所からD社会保険事務所（当時）に変更されており、管轄の変更後にA社会保険事務所が旧C町の被保険者から集金により保険料を領収することはなかったと思う。」としている。

また、申立人は、平成17年の夏頃に申立期間の保険料をまとめて納付したと主張しているところ、オンライン記録から、同年7月11日に納付書が作成されたことが確認できることから、同日時点で納付可能な未納保険料があったことになるが、当該時点で申立期間のうち15年2月から同年5月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であるため、当該時点以降に納付可能な保険料額は申立人がまとめて納付したとする金額と相違するこ

と、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）が無いことなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から48年3月までの期間、平成4年10月から5年3月までの期間、7年9月及び同年11月から9年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月から48年3月まで
② 平成4年10月から5年3月まで
③ 平成7年9月
④ 平成7年11月から9年7月まで

私は、20歳になったとき、当時勤めていた飲食店の店主に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料の半分は店主が負担してくれ、残りの半分は給与から天引きされて、店主が申立期間①の保険料を納付してくれたはずである。

また、申立期間②、③及び④当時勤めていた飲食店では、保険料の全額を給与から天引きしてもらい、店主が納付してくれたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付してくれたとする申立人が勤務していた飲食店の店主から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、20歳になったときに店主が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と同様に店主が保険料を納付してくれていたとする同僚3人と数番違いで、当該期間後の昭和48年6月頃に払い出されたものと推認でき、当該同僚3人のうち2人の保険料は申立人と同様48年4月以降が納付済みで

あり、当該期間は未納である（ほかの1人の当該期間の保険料は過年度納付されているが、昭和48年8月27日に他県に転居している。）。

さらに、申立人が勤務していた飲食店は、A事業団（当時）を通じて保険料を納付していたことが申立人の所持する領収書及び同事業団が作成した「国民年金記号番号簿兼納付状況調」から確認でき、「国民年金記号番号簿兼納付状況調」には、保険料の徴収開始月が昭和48年4月と記載されていること、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人が当該期間当時勤務していた飲食店の店主が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②、③及び④については、申立人は、当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を給与から天引きして納付してくれたとする飲食店の店主から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、オンライン記録により、申立期間②直後の保険料は平成7年5月31日に、申立期間③直後の保険料は9年11月26日に、それぞれ過年度納付されたことが確認でき、それぞれの納付時点で、申立期間②及び③は時効により保険料を納付することができない期間である上、オンライン記録から、申立期間②後の5年4月から申立期間④直前の7年10月までの各月分の保険料については、申立期間③を除き、それぞれの時効期間を経過する間際の7年5月から9年11月までの間に1か月分ずつ過年度納付されたことが確認できるが、申立てに係る飲食店は、9年8月から厚生年金保険の適用事業所となっていることから、同年9月以降は厚生年金保険料を納付していたと考えられる。

さらに、上記のとおり、オンライン記録における申立期間②後の納付済みとなっている期間の納付記録に不自然さは無く、申立期間②、③及び④の期間は、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進められ、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなった頃であることから、当該期間について、行政側の記録誤りが続いたとは考えにくいこと、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人が当該期間当時勤務していた飲食店の店主が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。